平成２５年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　平成２５年９月１３日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２５年９月１３日（金）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１８名）

議長	中　村　　勤　君	副議長	慶　徳　宏　昭　君
１番	小　菅　巻　子　君	２番	中　井　元　信　君
３番	繁　政　秀　子　君	４番	益　田　芳　子　君
５番	山　口　晃　司　君	６番	上　原　　貢　君
７番	海　渡　弘　信　君	８番	西　　友　幸　君
１１番	山　西　忠　次　君	１２番	木　田　圭　司　君
１３番	力　山　　彰　君	１４番	岩　竹　博　明　君
１５番	加　島　久　行　君	１６番	中　村　武　弘　君
１７番	梶　川　三樹夫　君	１８番	林　　淳　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸報告

（１）議長報告

（２）常任委員会委員長報告

（３）議会運営委員会委員長報告

（４）特別委員会委員長報告

（５）監査委員報告

４　町長報告

・行政報告

・報告第　９号　専決処分の報告について

・報告第１０号　平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

５　第３６号議案　府中町子ども・子育て会議設置条例の制定について

６　第３７号議案　府中町母子住宅設置及び管理条例の廃止について

７　第３８号議案　府中町老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

８　第３０号議案　平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）

９　第３１号議案　平成２５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

１０　第３２号議案　平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

１１　第３３号議案　平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

１２　第３４号議案　平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

１３　第３５号議案　府中町税条例の一部改正について

１４　第３９号議案　府中町国民健康保険税条例の一部改正について

１５　第４０号議案　工事請負契約の締結について

１６　第４１号議案　指定管理者の指定について

１７　第４２号議案　平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定について

～～～

教育部長	林　健三君
総務部次長	谷崎文男君
福祉保健部次長	立石佳之君
建設部次長兼監理課長	和田敏信君
建設部次長兼都市計画課長	河中健治君
消防次長	中川和幸君
教育次長	金藤賢二君
財政課長	中西　肇君
税務課長	小川博文君
福祉課長	新見公平君
保険年金課長	金川秀之君
子育て支援課長	山西仁子君
健康推進課長	佐藤幸子君
下水道課長	三浦和治君
予防課長	佐々木和也君
総務課長（教委）	森本雅生君

～～～

ることと決定をいたしました。

～～～

なお、各報告事項の詳細につきましては、資料が事務局にございますので、参考にしていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、中村武弘委員長、お願いいたします。

１６番中村武弘委員長。

○１６番（中村武弘君）　皆さんおはようございます。総務文教の報告をさせていただきます。

６月定例議会以降、９月２日に委員会並びに協議会を開催しました。

委員会では、教育委員会の事務の点検、評価についての報告書が提出されましたが、参考資料としての配付にとどめ、委員外議員の皆さんにもメールボックスに配付させていただきました。参考にしていただければと思います。

協議会につきましては、９月定例会に向けた案件の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　次に厚生委員会、梶川委員長、お願いいたします。

１７番梶川委員長。

○１７番（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

厚生委員会では、６月定例会以降、９月３日に委員会を開催しております。

内容ですが、委員会を協議会に切りかえて、９月定例会へ向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　次に、建設委員会、木田委員長、お願いいたします。

１２番木田委員長。

○１２番（木田圭司君）　皆さん、おはようございます。建設委員会から報告をいたします。

６月定例会以降は、９月５日、建設事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の締結についての報告を受けております。

また、定例会前の委員会ということで、一部協議会に切りかえて、この定例会の案件の概要をお聞きいたしております。

なお、６月定例会以降、当委員会へ付託された案件はございません。

以上、簡単ですが、建設委員会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　次に、議会運営委員会、益田委員長、お願いいたします。

４番益田委員長。

○４番（益田芳子君）　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

６月定例会以降、議会運営委員会を９月１１日に開催しております。

内容は、今定例会の運営についてということで、６月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

以上、簡単ですが、議会運営委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　次に、議会報特別委員会、山口委員長、お願いいたします。

５番山口委員長。

○５番（山口晃司君）　皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、議会報特別員会は７月１０日、１９日と昨日の９月１２日の３回開催しております。

７月１０日の委員会では、議会だより第１３０号の編集として、原稿校正と写真調整を行いました。この委員会を終えた翌１１日から１２日にかけて、お手元の報告のとおり行政視察を行っています。

７月１９日の委員会では、初稿により見出しや記事内容などの校正を行い、これを再校の原稿としております。

なお、議会報第１３０号においては、読みやすい紙面のため、掲載をできる限り変更せずに、文字を大きくしています。

昨日の委員会においては、この議会をお知らせする議会報第１３１号の編集に向けて、執筆者の決定及び発行までの日程調整について協議を行いました。

以上、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　次に、監査報告をお願いします。

１８番林監査委員。

○１８番（林　　淳君）　それでは、監査委員報告を行います。

監査は、府中町代表監査委員竹中敏幸並びに監査委員林淳の両名が実施いたしました。

まず、例月出納検査ですが、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、平成２５年５月分を平成２５年６月２７日に、平成２５年６月分を平成２５年７月１６日に、平成２５年７月分を平成２５年８月１５日にそれぞれ実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、定期監査につきまして、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、平成２５年度第１期定期監査を平成２５年５月１日から７月４日まで、生活環境部環境課、環境センター、住民課、南交流センター及び総務部職員課を対象に実施いたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し調査したところ、平成２４年度に属する財務に関する事務は、適正に処理されておりました。

最後に、平成２５年７月１８日付で府中町長から審査に付された地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定に基づく平成２４年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査、並びに平成２５年７月１１日付で府中町長から審査に付された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づく平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査について、平成２５年７月１８日から８月２３日まで審査を行い、いずれも８月３０日に町長へ審査意見書を提出いたしました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　質問がないようですので、次に参ります。

建設委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。再開は１０時といたします。休憩。

（休憩　午前　９時４７分）

（再開　午前１０時００分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君）　皆さん、おはようございます。きょうから９月定例議会を開会をお願いをしたということでございますが、先ほど日程をきょうから２６日までの１４日間と決めていただきました。委員会でも申し上げたんですが、本定例会に提起する議題につきましては、町長報告を含めて１５件ということでございますが、もう

２件ほど追加をさせていただくと、こういうことにいたしておりますが、なかなか今ごろは契約関係は難しいということも含んでるということでございますが、それは南小学校の耐震改修、それからもう一件は備品で南公民館の椅子の発注ということの２件を追加させていただいて、都合１７件ということになりますが、特に中でも平成２４年度の決算認定をしていただく議案がございまして、会期が長丁場になるということではございますが、冒頭によろしく御審議をいただくようにお願いをしておきたいと、このように思います。

それでは、早速でございますが、１点ほど町長報告をさせていただきたいと、これについては、国、県への平成２６年度予算要望についてということでございますが、既存の継続的な項目もございますが、この間に議会の中からも県、国への要望をしてほしいという新規物も含めてということでこの要望活動を行ったと、こういう内容でございます。このたび、来年度の主要事業推進のため、国への提案活動及び県の町村会を経由した県への要望提出を行いましたので、報告をさせていただくと、こういうことでございます。

まず、国に対しましてですが、さきの常任委員会においても報告をしたとおり、７月中旬に国土交通省と文部科学省に出向きまして、来年度の重点事業である向洋駅周辺土地区画整理事業、公共下水道整備事業、都市計画道路南小学校青崎東線整備事業、学校施設耐震化事業のほか、幼稚園就園奨励事業の５事業について、補助事業等財源確保のための提案活動を行わせていただいたと、こういうことでございます。

県に対しましては、地方公務員給与の削減を前提とする地方交付税削減を行わないこととあわせて、地方財政対策は、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債への依存状況を抑制することや、風疹流行防止のためのワクチン接種などに対する助成制度を創設することのほか、道路整備の促進のための社会資本整備総合交付金を初めとする財源を安定的に確保することを国に働きかけることを要望したと、こういうことでございます。

また、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連道路の整備の促進、防災施策としての榎川の河川改修継続実施、教育関係では、小学校における３５人学級編成を３年生までに拡充すること、養護教諭の負担軽減のための加配や、学校図書館の充実した運営、活用を図るため、司書教諭の加配をすること、福祉関係では、乳幼児医療費助成制度の所得制限について、被用者年金制度加入者の制限に統一することについて要

望を提出をしたと、こういうことでございます。

また、今後も機会がございましたら、またその時点で重ねて要望をしてまいりたいと、このように思っておるということでございます。

以上、報告にかえさせていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの行政報告に対し質問のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　質問ではありませんが、せっかく町長が要望書をこんなんした、こんなんしたって全部書かれておりますので、それを私たちにいただくいうわけにいきませんか。

○議長（中村　勤君）　町長。

○町長（和多利義之君）　いや、一つも隠すことはないんで、提供してもいいと思います。また後ほどお届けをいたしますので。

以上です。

○議長（中村　勤君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第９号、専決処分の報告について、お願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君）　報告第９号　平成２５年９月１３日提出。

専決処分の報告について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例について、平成２５年８月１２日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告をする。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、消防長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

消防長。

○消防長（中村克司君）　おはようございます。報告第９号、府中町火災予防条例の改正につきまして専決処分をさせていただいておりますので、補足して報告をさせていただきます。

府中町火災予防条例新旧対照表をごらんください。

消防法施行令の住宅用火災警報器や消火用ホース等の検定対象機器、器具等の見直しにより、消防法施行令３７条第４号、６号、８号が削除されました。建築基準法施行令の安全性の確保を図るための見直しにより、建築基準法施行令第１３条の３が第１３条へ繰り上げをされました。これらの上位法令の一部改正を受けて、改正された箇所の条項及び号番号を引用している府中町火災予防条例の該当箇所を上位法令に合わせるために改正するものでございます。

対象となる改正箇所は、府中町火災予防条例第２９条の３第１項第２号住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準及び第２９条の４第４号住宅用防災報知機設備の設置及び維持に関する基準でございますが、府中町の火災予防条例の引用している上位法の条項番号を整理したもので、府中町火災予防条例の内容について変更はございません。

ちなみに、府中町の住宅用火災警報器の設置率は８５％となっております。

施行日は平成２６年４月１日とさせていただきます。

以上、府中町火災予防条例の一部改正について専決処分を行っておりますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　報告の中であったんですが、今の住宅火災報知機、今８５％設置してあるとおっしゃったんですが、１００％になる計画は持っておられるかどうか。

○議長（中村　勤君）　答弁。

予防課長。

○予防課長（佐々木和也君）　先ほど８５％と申し上げましたのは、国が本年６月１日付で発表しました設置率でございまして、全国設置率が７９％、広島県の設置率が

８５％、当町府中町が８５％と平均値をいっております。

今後についてでございますが、実施計画の中でも盛り込んでおりますけども、順次パーセンテージが上がるように努めておりますが、ある程度行き届いておりますので、大きな伸び幅は期待できないかもわかりませんが、２％を３％と地道に指導を行って、設置率を上げていきたいと思っております。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、報告第９号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第１０号、平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、お願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君）　報告第１０号　平成２５年９月１３日提出。

平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により報告をする。

府中町長　和多利義之

詳細につきましての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　報告第１０号、平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

それでは、裏面をごらんください。

１の健全化判断比率について説明いたします。

まず、実質赤字比率です。一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を町の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模で除したものです。平成２４年度決算では赤字額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

次に、連結実質赤字比率です。これは町の全会計を対象として実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。平成２４年度決算において、どの会計においても赤字額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、実質公債費比率です。これは公債費負担の健全度をあらわす指標で、地方債の元利償還金と下水道事業特別会計の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合である安芸地区衛生施設管理組合への元利償還金に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものを合算した額を標準財政規模で除した数値の過去３カ年、平成２２、２３、２４年度の平均値です。標準的な収入のうちのどの程度を借入金の返済に充てているかを示すもので、平成２４年度決算の指数は１３．５％となりました。昨年度が１３．２％ですので、０．３ポイント上昇しております。

次に、将来負担比率です。これは将来負担の健全度をあらわす指標で、先ほどの実質公債比率は収入に対する返済額の比率ですが、これは収入に対する負債の総額の比率になります。負債の総額とは、地方債現在高、下水道事業特別会計への繰り出し見込み額、安芸地区衛生施設管理組合に対する負担見込み額、職員の退職手当負担見込み額や、府中町土地開発公社に対する負担見込み額などの将来負担額から、手持ちの基金や都市計画税、交付税算定の需要額算入見込み額、いわゆる地方交付税で措置してもらえる額を控除したものです。平成２４年度決算における指数は１５９．５％で。昨年度に比べて９．２ポイント下がっております。

なお、各比率のいわゆる注意信号である早期健全化基準と赤信号である財政再生基準が各指標の下に記載してあります。

次に、２の資金不足比率です。これは個々の公営企業会計ごとに算定するもので、公営企業の経営状態を判断するものです。本町の場合、下水道事業特別会計のみ該当します。

資金不足比率は、一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足額、つまり赤字額を、公営企業の事業規模で除したものの比率です。平成２４年度下水道

事業特別会計決算において資金不足額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

監査委員からは、別添の平成２４年度府中町健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書のとおり、いずれの比率も早期健全化基準を下回って健全な地方公共団体であり、関係法令に示す基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認されたという審査意見をいただいております。

なお、審査意見書の中に各数値や計算式が記載されておりますので、御参照ください。

以上で平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての補足説明を終わります。

○議長（中村　勤君）　続いて、質問に入ります。質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、報告第１０号　平成２４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上をもって日程第４、町長報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第５、第３６号、府中町子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３６号議案　平成２５年９月１３日提出。

府中町子ども・子育て会議設置条例の制定について。

府中町子ども・子育て会議設置条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本町に設置する子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定をするものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第３６号議案、府中町子ども・子育て会議設置条例について補足して説明をさせていただきます。

第３６号議案参考資料をごらんください。

平成２４年８月、昨年８月に制定されました子ども・子育て支援法において、市町村には地方版の子ども・子育て会議の設置が求められております。

また、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定する場合や、保育所などの利用定員を定める場合などには、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされております。

このことから、府中町におきましても子ども・子育て会議を設置するための条例の制定について提案させていただくものでございます。

子ども・子育て会議の所掌事務は、第２条に規定しております。

具体的に申し上げますと、１つ目は特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べることでございます。ここで言う特定教育・保育施設とは、保育所、認定こども園のほかに、一定の要件に当てはまる幼稚園も含まれてまいります。

２つ目は、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べることでございます。ここで言う特定地域型保育事業とは、利用定員５人以下の家庭的保育事業、利用定員６人から１９人の小規模保育事業、いわゆる保育ママと言われる居宅訪問型保育事業、企業などが従業員のほか地域の子どもにも保育を提供する事業所内保育事業のことでございます。

３つ目は、府中町子ども・子育て支援計画に関し、意見を述べることです。子ども・子育て支援法の規定により、市町村が策定する事業計画には、地域の保育等のニーズを把握した上で将来的に必要と思われる保育の定数などを見込み、定数確保のための方策を盛り込みます。

４つ目は、府中町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議することです。これは策定いたしました事業計画の進行管理に関して調査審議するというふうに御理解いただければと思います。

これらの事務を所掌していただきます会議は、１５名以内の委員で構成することとさせていただき、その内訳は子供の保護者、子ども・子育て支援に関する関係団体か

ら推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関する学識経験のある者、その他町長が必要と認める者としております。

委員の任期は２年としておりますが、この条例施行後最初に委嘱する委員の任期は平成２７年５月までとさせていただいております。

先ほど、子ども・子育て会議の所掌の一つとして府中町子ども・子育て支援会議の策定に関し、意見を述べることと御説明いたしましたが、この府中町子ども・子育て支援事業計画は５年を１期として策定するものであり、第１期の計画は平成２６年度末までに策定をしなければなりません。今後１年半の間、委員の皆様には大変大きな御負担をおかけすることになると考えております。適切な委員の選定を行うとともに、しっかりと機能する会議の運営を図ってまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑のある方。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　子ども・子育て支援事業に関しましては、私３月に議会でもって一般質問をさせていただきました。全国を見ましても、この平成２５年から７月、９月までに５５０団体が既に設置をしておりまして、広島県におきましてもそういった設置、また予定、また置かないというところもある中で、またいち早く設置条例をしていただいたことに、本当に感謝申し上げます。

質問なんですが、子ども・子育て会議の委員１５人と書いてありますけれども、この１５人、その内訳の中で、子供の保護者、また５番までありますけども、子供の保護者に関しては公募ということもあります。そして、もう少しこの子育て会議に支援する関係団体、事業所であるとか、労働関係の代表であるとか、そういったちょっともう少し細かくに分けていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　委員の定数を１５名ということで御説明させていただいたところですが、まず子供の保護者というところの範囲の中では、現在想定をしておるということで決定ではございませんが、ＰＴＡの代表の方には入っていただく必要があろうな。それから、地域で子育てのサークルを運営しておられる、活動して

おられるような方にも入っていただきたいという思い。

それから、子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者というところでは、民生委員児童委員協議会のほうにも入っていただきたい。それから、青少年育成町民会議、今教育委員会のほうでも所掌していただいとる部分でございますが、非常に活発に動いていただいておりますので、この分野。それから、社会福祉協議会、ボランティア協議会、それから障害児というような視点から柏学園さんも候補に入ってくるのかなという思い。

それから、３項目で子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の範囲では、町内の保育園の経営をしておられる代表の方。それから、幼稚園の経営をしておられる代表の方。それから、今回この子ども・子育て会議の対象範囲が留守家庭児童会のほうも入ってまいりますので、小学校長にも入っていただく必要があろうかな。それから、地域で認可外の保育事業を運営していただいておりますシルバー人材センター、これらが候補になってこようかなというふうに思っております。

それから、学識経験という分野では、幼児教育を専門としておられるような大学教授の先生、適任者を探してみたいという思い。それから、弁護士の先生、適任者を探してみたいという思いを持っております。

それから、その他町長が必要と認める者というところで、町内で事業を営んでおられる事業主の方。働きやすい事業所をつくるためには、地域でどういうふうな保育の体制を整えたらいいかと、事業者の立場から御意見をいただければなという思いがございます。

また、実際に働いており、労働者の立場で府中町の保育をこれからどうしてもらいたいという意味から、労働者の代表あたりも当然にここは入ってくる必要があろうというふうに考えております。

それから、御質問の中で公募というふうな御意見いただいたところではございますが、今御説明した範囲の中に、いわゆる公的な団体で役をしておられる方ばかりではなくて、ＰＴＡであるとか、それから子育てサークルであるとか労働者代表というようなところで御意見はカバーできるんではなかろうかなと考えておりますので、今回は公募については現時点では念頭にございません。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかに。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　子育ては、皆さんも御存じのように男女共同参画でやらなきゃいけませんね。そうすると、男女共同参画の人がこの中にどういう形で入れるのか。男女共同参画審議会の人が入るとか、やっぱり半分半分までにはならなくてもいいですが、男性の声もしっかり入るように、女性の声も入るように。それから、若い人の声が入って、ある程度の年齢の人の声も入って、やっぱり子育ては無事終えて、そして子育てはこんなだったと言うてくれるような人を入れてもらう。それから、今一生懸命子育てやってるんだけど、例えば赤ちゃんがずっと泣いて、泣いて、泣いて、泣いて、泣きやまんときにどのようにしたらいいかわからん。そういうふうなときに、簡単に言うと絞めてみたり、たたいてみたり、つねってみたりいろいろする、虐待が出てくるんよね。ですから、そういうようなことも考えてもらえるような人に入ってもらうように検討してもらいたい。

まず、男女共同参画のほうから１人ぐらい入れてもらいたいと思うが。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　委員の構成の２番目の関係団体から推薦を受けた者ということになりますと、それから３番目の事業に従事する者ということになりますと、先方任せということになろうかと思いますが、それから年齢的にも少し高目になろうかなと思っていますが、１番目の子供の保護者の部分については、現に子育て真っ盛りの方、あるいは今おっしゃった地域で活動しておられる方ということの範囲になってまいりますので、若い方をお願いするとかいうお願いの仕方も相当強くできるんじゃないかと考えております。それから、労働者代表という部分についても、職場の労働組合でトップを張っておられる方をお願いするんではなくて、やはり現に働きながら子育てに従事しておられる方を推薦するようにお願いをしてまいりたいと、若い人から年配の者まで、男の方から女の方まで、バランスのとれた会議の構成にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第５、第３６号議案、府中町子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第５、第３６号議案、府中町子ども・子育て会議設置条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第６、第３７号議案、府中町母子住宅設置及び管理条例の廃止についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３７号議案　平成２５年９月１３日提出。

府中町母子住宅設置及び管理条例の廃止について。

府中町母子住宅設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、府中町母子住宅用地に広島市水道局のポンプ所が設置されることに伴い、老朽化の著しい母子住宅を廃止するため、府中町母子住宅設置及び管理条例を廃止するものでございます。

詳細についての説明は、引き続き福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第３７号議案、府中町母子住宅設置及び管理条例を廃止する条例について補足して説明をさせていただきます。

本町五丁目３番街区の府中町母子住宅及び隣接する老人集会所栄寿館用地に、広島市水道局のポンプ所が設置されることに伴い、本年度内に両施設を解体する必要がございます。このたびの母子住宅解体に伴い、府中町母子住宅設置及び管理条例を廃止させていただくものでございます。

現在の母子住宅は、昭和７年に伝染病患者を収容するための隔離病舎として建設された建物でございますが、昭和２９年に隔離病舎としての役割が廃止され、住宅として改修を行われ、母子を対象とした住居として提供していたものでございます。住宅に困窮する母子家庭等に対して低廉な家賃で住居を提供することにより、生活の安定を図ることができ、一定の成果を上げてまいりました。

しかし、老朽化も著しく、平成１９年以降は新たな入居者を募集しておらず、現在は６戸中１戸のみ入居しておる状況でございます。現在入居しておられる１世帯につきましては、町営住宅青崎東住宅への転居が決定をしており、広島市水道局からの移転補償が行われます。

条例廃止の施行日は平成２６年１月１日とさせていただいております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

１番小菅議員。

○１番（小菅巻子君）　ちょっとお伺いいたしますけど、このたび１人の方の母子家庭の方が新しいところに移られたという説明を聞かせていただいたんですけど、このことによって、廃止されることによって、母子家庭の福祉のほうが何か府中町としては後退するような気がするんですけど、離婚率も毎年、毎年上がってるようなマスコミの報道もされてますけど、これに対してこれから府中町としてはどのような取り組みをなさっていこうとされるのかをちょっとひとつ質問するのと同時に、あわせてなんですけど、来年度ですかは福祉事務所が設置されるようになっておりますけど、その中でやっぱり母子家庭の指導員を置くというようなことも聞いております。その指導員の業務内容、またそれに母子家庭とのどのようなかかわりをもって進めていかれるのか、それとあわせて父子家庭に対してはどのような形でもって今後府中町としては取り組んでいかれるのか、そのような内容のことを危惧しておりますけど、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　小菅議員の御質問にお答えいたします。

今後の府中町の母子福祉に関する取り組み内容と、母子自立支援員の役割についてのまず御質問であったかと思います。

母子福祉施策の充実に向けては、平成２６年度から福祉事務所を設置することにより、母子家庭の自立支援、子育て支援、ひとり親家庭の子育て支援のさらなる充実を図ることができます。先ほど御指摘いただきましたとおり、福祉事務所を設置するに伴いまして、母子自立支援員を置くことになります。母子自立支援員は、就業の問題を含め、母子家庭及び寡婦の抱いている問題を把握し、その問題の解決に向けた助言や情報提供を行うなど、自立に向けた総合的な支援を行う役割を担います。相談体制の強化が図れるとともに、個々の相談内容に合わせた支援ができるようになります。母子住宅の廃止によって母子福祉、ひとり親に対する福祉が後退しないように、母子家庭などひとり親家庭の方が安定した生活がとれるように、総合的な支援に取り組んでまいります。

また、父子家庭におかれましても、児童扶養手当も対象になっておりますので、あわせて総合的な支援ができるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

１番小菅議員。

○１番（小菅巻子君）　指導員さんは何人ぐらいをもって当たられるのか、それと今度母子家庭の住宅がなくなりましたもんで、今度はそれに対してはどういうように対応していこうと予定されてるのか、その辺をまた詳しく教えていただければと思います。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　まず、自立支援員の人数ですが、１名で考えております。そこは担当の児童扶養手当の職員もおりますので、力を合わせてまず２人体制で、自立支援員としては１人ということで対応させていただこうと思っております。

住宅につきましては、この条例の廃止に伴いまして入居者を母子に限定した住宅はなくなりますので、住宅に困窮する母子世帯に対する住宅の提供は、町営住宅で対応

することになります。

ただ、相談の中で住宅だけではなくて、就労支援とか自立支援とか合わせた総合的な政策ができていったらというふうにこちらとしては考えております。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　１番小菅議員、よろしいですか。

１番小菅議員。

○１番（小菅巻子君）　指導員さんがもう少しおられるのかなというふうに私は予想してて、チームワークでもって支援をやっていかれる計画なのかというふうに憶測を私自身がしていたんですけど、１名。それは担当課でもってそれぞれの形の中で取り組んでいかれるんでしょうけど、１名という数を聞いてちょっと驚きと残念さを感じたんですけど、母子家庭とかひとり親家庭というのは大変さまざまなものを多く含んでるものですから、できたらこれからスタートなさるわけですから、来年、平成２６年度スタートという形の予定をなさってるみたいですけど、こちらから要望しておきたいのは、やっぱりもう少し指導員さんをふやしていただいて、母子家庭、またひとり親家庭の皆さんが、本当に支援していただけて安心していただけるような窓口になっていただきたいというふうに切に願っております。

以上です。

○議長（中村　勤君）　一つの要望でよろしいですか。

４番の益田議員はありますか。ちょっと１番と同時に上げられたので。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　今後新たに平成２８年建設、平成３０年オープンの、仮称ではありますけども北部総合福祉センターに創設をされます町営住宅について、今母子とは言いませんけども、ひとり親家庭世帯の入居者の選考は配慮されるのか、そういう点についてお伺いいたします。

○議長（中村　勤君）　３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　これを廃止したら母子住宅というのはないなるわけでしょう。すると、それを公営住宅の中に、あなたは、部長はいいがいにその中で賄っていけるようにするという気持ちをさっきおっしゃったんですが、気持ちじゃつまらん。ちゃんと公営住宅の中に、今の母子住宅いう名前は出ないでしょうが、シングルマザー、それから今度父子家庭もたくさんふえとります。それで、一番はやっぱり何じゃかん

じゃいうて住むところ。住みところが安定してないと、子供もなかなか育っていかれん。シングルマザー、父子家庭じゃったらなおさら難しいけんね、住むところがまたよそで借りるいうても大変なんよね、こういう人たちが借りるいうのはね。そこら辺をよう頭の中に入れて、さっきの今度できる町営住宅の中に何階かはそういう人たちが入れるようにするとかそういう配慮をしてもらわんと、これからまだまだふえていくであろうひとり親家庭よね、そこを明るい福祉の府中町、住んでよかった府中町にするためには、そこに力を入れてもらわにゃいけんと思いますので、その辺の性根のある答弁を聞かせてもらいたい。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　性根は入っとるんですが、非常に性根は入っとるんですが、それが伝わるかどうかというところだと思うんですけども、まずこの隣接の場所に現在の計画では平成３０年オープンの予定で北部総合福祉センターの計画があるわけですが、その中には今の私が知ってる範囲では、恐らく２０世帯分ぐらいの町営住宅ができるやに把握しとるわけですが、町営住宅の入居の申し込みに際しましては、住宅困窮度を点数化するという作業が建設部監理課のほうで行われております。それは、その際に母子世帯の場合には一定の加点措置がとられて、それ以外の一般の世帯に比べれば相当高い点数が出てくるということになっております。そのような配慮を建設部監理課のほうでしていただいとるということは、これは母子寡婦福祉法という法律があるわけなんですが、その法律の中で公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別な配慮をしなければいけないというふうにこの法律で規定してございますので、それを受けて府中町の建設部監理課のほうで特定の配慮のところが加点措置がとられておるというふうに理解しておりますので、入りやすい環境は担保できるものと考えております。

また、現在の母子住宅というふうな方法ですと、子供さんが１８歳になると退去しなければいけない。お母さんの就労環境あるいは収入の状況が改善していないにもかかわらず、退去しなければならないということが起こってくるわけですが、町営住宅であれば、子供さんが１８歳になった後であっても引き続き住み続けていただくことができるという環境もございますので、必ずしも悪い部分ばかりではないというふうに思っておりますので、今後監理課のほうに協力を求めながら、母子福祉の向上に努

めてまいりたいと思います。

○議長（中村　勤君）　３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　今度、公募するときに広報へ出すでしょう。そういうときに町営住宅募集いうて出したら、ひとり親とかいうのはなかなか町営住宅じゃけうちら入れんわと思う。そうすると、そこら辺の配慮はこれから考えてんでしょうが、いいアイデア出してもらわんと、町営住宅いうたらもう母子住宅の中の人は入れんと思い込んどるよ。だから、その辺はちゃんとしないと、いい条件で入れるんですよいうても、募集しても誰も来んかったら話にならん。ほいじゃから、その人たちが公募できる方法をよう考えてあげんと、ひとり親家庭が入れるんならそれの、例えば２０のうちの１０ひとり親が入れますよいうようなのを書いてあげるか、その辺検討してみといてください。お願いします。できる、答弁。ちょっとして。

○議長（中村　勤君）　答弁しますか。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　母子住宅ではなく、今度は町営住宅としてこういう住宅に恵まれない方をカバーしていただくということになりますと、私のほうがこういうやり方でやっていきますということはちょっと言いにくいところなんですが、監理課のほうとも、建設部の監理課とも協議をさせていただきたいと思います。母子を対象にした募集は、母子を対象とした戸数は確保できない。母子を対象とした、それを対象とした募集では決してないという中で、競争になってくるわけですけれども、その競争の中で一定の加点措置の配慮がさせていただけるということですので、建設部のほうとしっかりと相談させていただきたいと思います。

○議長（中村　勤君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第６、第３７号議案、府中町母子住宅設置及び管理条例の廃止について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第６、第３７号議案、府中町母子住宅設置及び管理条例の廃止については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～

島市水道局のポンプ所が設置されることに伴い、本年度内に両施設を解体する必要がございます。

当初の計画では、町営住宅大樋ノ口住宅を解体し、集会所機能を備えた北部総合福祉センターを建築し、栄寿館の機能を北部総合センターに移した後に栄寿館を解体する予定でございました。しかし、北部総合福祉センター建築計画が延伸されているため、広島市水道局のポンプ所建築スケジュールとの関係から、栄寿館の解体を先行させなければならなくなったものでございます。

栄寿館は、高齢者を対象としたレジャー活動の場として利用されるほか、町内会、子供会などの活動拠点として広く利用されております。このたび提案させていただきます条例改正では、老人集会所栄寿館の位置を鶴江一丁目９番２０号、ダーナサイナスの一室に移させていただき、北部総合福祉センターが建設されるまでの間、老人クラブ、町内会、子供会等の活動場所を確保させていただくものでございます。

第３８号議案参考資料では、現在の栄寿館の位置、移転先の位置をお示しさせていただいております。今後、年内を目途にダーナサイナス一部改修を行い、現在の栄寿館から必要物品等の引っ越しを行い、来年１月には新しい栄寿館として供用開始できるものと考えております。

第２条の改正において、栄寿館の位置を変更させていただく以外に、第３条、第６条で条文の適正化のための改正を加えさせていただいております。条例を改正する場合には、一般的には附則をもって施行期日を明記しなければならないものですが、今回の条例改正により、栄寿館の位置を変更するに当たっては、ダーナサイナスの一部改修を終え、引っ越しの時期にめどが立った時点で規則により施行期日を定めさせていただくこととしております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第７、第３８号議案、府中町老人集会所設置及び管理条例の一部改正について、

原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第７、第３８号議案、府中町老人集会所設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第８、第３０号議案、平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３０号議案　平成２５年９月１３日提出。

平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）

平成２５年度府中町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億６，７０６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４０億２，６２１万４，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３０号議案、平成２５年度府中町一般会計補正予算

（第２号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

７ページをお開きください。

歳入で、款　国庫支出金、項　国庫補助金です。

目　民生費国庫補助金、セーフティネット支援対策等事業補助金は、来年度からの福祉事務所開設に係る準備経費に対して２分の１の国庫補助を受けるもので、６９６万８，０００円を増額補正するものです。

歳出では、款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業など、３事業に補正計上をしております。

次に、目　教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金は、今年度補助単価が引き上げられたことに伴い、１０９万４，０００円を増額補正するものです。

歳出では、款　教育費、項　幼稚園費、目　幼稚園費の私立幼稚園就園奨励等事業に補正計上しております。

次に、款　繰入金、項　基金繰入金です。

目　財政調整積立基金繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を財政調整積立基金からの繰入金で対処するもので、１億７０２万４，０００円を増額補正するものです。

次に、款　繰越金、項　繰越金です。

目　繰越金は、平成２４年度一般会計決算の歳入歳出差し引き額の８，７６３万７，０００円から、翌年度に繰り越しすべき財源７，１５５万３，０００円を控除した決算剰余金を受け入れるもので、１，６０８万２，０００円を増額補正するものです。

次に、８ページ、款　諸収入、項　雑入です。

目　雑入のうち宝くじコミュニティ助成金は、財団法人自治総合センターからの助成金を受け、全額を幼年消防及び婦人消防隊の活動資機材の購入に充てるもので、１４０万円を増額補正するものです。

歳出では、款　消防費、項　消防費、目　常備消防費の常備消防活動事業に補正計上しております。

次の建物等移転補償金は、老人集会所栄寿館及び母子住宅用地に広島市水道局がポンプ所を設置するため、老人集会所等の物件移転等に係る補償金２，５４０万円を補正計上するものです。

歳出では、款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉施設費の老人集会所移転等事業に解体及び移転に必要な経費を補正計上しております。

次に、款　町債、項　町債です。

目　総務債、庁舎改修等事業債は、来年度からの福祉事務所開設に係る庁舎改修工事に対し、９１０万円を起債するものです。

９ページからが歳出です。款　総務費、項　総務管理費です。

目　財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、平成２４年度決算剰余金の２分の１を基金に積み立てるもので、積立金８０４万２，０００円を増額補正するものです。

目　財産管理費、庁舎維持管理事業は、今年度に入り本庁２階の天井から水漏れが発生し、調査したところ、旧空調機内の水が腐食などにより漏水したものであったため、同様の漏水の危険性のある箇所の水抜き及び防止処置を行うもので、６９万６，０００円を増額補正するものです。

次の庁舎改修等事業は、来年度からの福祉事務所開設に当たって必要となる事務スペースを本庁舎４階に確保することと関連して、移転する印刷機器の電源を確保するための工事費等１，２４３万円を増額補正するものです。

次に、１０ページ、款　民生費、項　社会福祉費です。

目　社会福祉総務費、社会福祉総務一般事務事業は、来年度からの福祉事務所開設に当たって必要となる備品購入等を行うもので、５９２万６，０００円を増額補正するものです。

なお、当初予算に計上しておりました社会福祉主事の資格を取得するための研修負担金及び旅費が国庫補助対象となりましたので、一般財源から国庫支出金への財源振替１７万８，０００円を含んだ補正額としております。

次の国民健康保険特別会計繰出金事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴う必要財源として、繰出金９，５８９万７，０００円を増額補正するものです。

目　老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴う必要財源として、繰出金１８７万８，０００円を増額補正するものです。

目　社会福祉施設費、老人集会所移転等事業は、広島市水道局が老人集会所栄寿館及び母子住宅用地にポンプ所を設置することに伴い、老人集会所等の解体及び移転に係る経費７７４万７，０００円を補正計上するものです。

なお、老人集会所は当面鶴江一丁目に所在するダーナサイナス内に移転することとし、その改修費もあわせて計上しております。

次に、１１ページです。

目　障害福祉費、障害福祉一般事務事業は、来年度からの福祉事務所開設に当たって特別障害者手当関連業務に必要な電算システムを構築するため、１７０万４，０００円を増額補正するものです。

次に、項　児童福祉費です。

目　児童福祉総務費、児童福祉総務一般事務事業は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、先ほど議決いただいた条例により設置する府中町子ども・子育て会議の委員報酬２２万１，０００円を増額補正するものです。

目　母子福祉費、児童扶養手当給付事業は、来年度の福祉事務所開設に当たって追加される審査、認定、手当の支給などの事務に対応するため電算システムを構築するもので、５９５万３，０００円を増額補正するものです。

次に、１２ページ、款　土木費、項　都市計画費です。

目　公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金事業は、下水道事業特別会計の補正に伴う必要財源として、繰出金２，０７９万５，０００円を増額補正するものです。

次に、款　消防費、項　消防費です。

目　常備消防費、常備消防活動事業は、歳入で補正計上した宝くじコミュニティ助成金を受け、幼年消防用資機材並びに婦人消防隊の初期消火活動及び応急救護普及活動の資機材を購入するもので、１４２万円を増額補正するものです。

次に、１３ページ、款　教育費、項　幼稚園費です。

目　幼稚園費、私立幼稚園就園奨励等事業は、今年度幼稚園就園奨励費補助金に係る補助単価が引き上げられたことに伴い事業費が増加するため、４３５万９，０００円を増額補正するものです。

次に、戻っていただきまして、３ページをお願いいたします。

３ページが、債務負担行為補正です。

追加としまして、児童センター管理運営委託料は、府中南交流センターの児童センター部分の管理運営を指定管理者に行わせているところですが、今年度末で契約期間が満了となるため、新たに平成２６年度以降の協定を締結する必要がありますので、債務負担行為とするものです。

期間は平成２５年度から平成３０年度で、債務を負う限度額は９，９２３万４，０００円です。

次の小学校給食調理業務委託料（その２）は、府中中央小学校の給食調理員の退職により、平成２６年度当初から当業務を委託とするため、今年度中に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為とするものです。

期間は平成２５年度から平成２６年度で、総務を負う限度額は２，０８７万７，０００円です。

次に、４ページは地方債の補正です。

地方債の変更は、歳入の町債で説明いたしましたとおり、庁舎改修等事業について借入限度額を４７０万円から１，３８０万円に９１０万円増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はありません。

以上が平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）についての補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は９ページから１３ページまでの歳出からページごとに行います。

９ページ、質問のある方。

１６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君）　申しわけないんですが、これは私たち総務文教委員会の中のもんなんですが、前の説明では、今の、済みません、庁舎維持管理事業６９万６，０００円。これは２階の水漏れで説明受けたんですが、今の話ではエアコンからの水漏れと説明があったと思うんですが、これは３年前ですかね、全部エアコン取りかえましたよね。水漏れいうのは、これは当然ドレンの水漏れだろうと思うんですけど、天井へつけるエアコンいうのは当然ポンプアップしてドレンへ流すんですけど、要するに最近のエアコンは薄くなっております。じゃけ、当然ドレンの位置いうのが変わってくるはずなんですが、これはじゃけ早く言えば、前回エアコン取りかえたときの見過ごし。あのときは１０分の１０かしらの補助金もろてやっておりましたよね。ほいじゃけ、甘う見たみたい言うたら失礼なんですが、３年ぐらいで水漏れを起こすことはまずないはずだし、じゃけ要するに、もとの古いドレンの管と新しいエアコンとの勾配がとれてないんじゃないんですか。それで起きた水漏れじゃないんですかね。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

総務部次長。

○総務部次長（谷崎文男君）　平成２２年に庁舎の改修工事を行いました。工事の費用、工期の問題もありましたので、既設の配管はそのままにしていた状況であります。今回、そのために既設の不要ファンコイル内に残っていた水が鋼管等の腐食により漏れたものです。庁舎内に５１カ所そういったものがありますので、今回全て水抜きを行うということでございます。

以上です。

○議長（中村　勤君）　１６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君）　今、鋼管いうことは、鉄の管ですよね。ほいで多分ドレンの水いうのは本来は、鋼管でここはやられたのかもしれませんけど、あれは水圧がかかるわけではないんで普通はビニール管か銅管でやってる。銅管は高いからやってないだろう思うんですけど。じゃけ、その平成２２年のときに当然それ、今六十何カ所ある言われましたよね。ですから、当然取りかえにゃいけんはずだったはずなんですよ。鋼管なら確かに腐る可能性いうのは高いんですよ。当然、水がたまれば。金額的にはほかのがみんな大きいですから大したことはない言やそのとおりだろうと思うんですけど、やはり３年前ですか、あれの工事のチェックいうか、見過ごしではないかと思うんですけど、それでどうこう言うんではないんですけど、やっぱり気をつけてほしいと思います。答弁があればお願いします。

○議長（中村　勤君）　総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　３年前の工事というのが、古いというかその当時使っていた空調施設はそのままにして、新しいのは別途つけたと。古い施設の管の一部を使って新しいのをつけたというんじゃなくて、全く新しいものをつけて、古いのはそのまま、必要な部分だけを撤去したというふうに聞いております。それで、今回水漏れしたのはその古い施設、そのまま放置していた部分の水抜きをちょっと忘れていたと。それでさびてそこから水が漏れて、２階の天井部分に水漏れをしたというふうに聞いております。それで、同じようなところがないかということで調査したら、５１カ所ほど水抜き処理をする必要な場所があったというふうに伺ってますので、今回そうした水漏れが起きないように、今回補正をさせていただいて修繕をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（中村　勤君）　１６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君）　水漏れじゃない、水抜きをしてないというのは、それはちょっと普通、それはほかのものなら話はわかるんですけど、ドレンの配管いうのは全然水圧かかるわけじゃないし、当然勾配がついて流れるようになってる。ですから、詰まるいうことは、完全に昔のままをそのままほっとりがしたということじゃないんですか。それは確かにそこの部分はエアコン交換するときの部分ではなかった言われりゃそうかもしれませんけど、反対に今全部新しくしたいうなら、そこまでも当然取りかえておかないといけないもんだろう思うんです。今回はお金を使いますんで、やっぱり金額は小さいですが、やっぱりそこまで見てほしいと思います。もうこれ以上のことは言いません。

○議長（中村　勤君）　それじゃあ、そういうことを気をつけていただいて、中村武弘議員の言われるところも注意されてやってください。それをお願いしておきます。

次に参ります。

９ページ、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、１０ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ありません。ないということで、１１ページ。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　児童福祉費の子ども・子育て会議委員１４名となっておりますが、１５名ではなかったんですか。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　１５名のうち学校長に１名入っていただく予定でございますので、この部分については業務の一環として参加していただくということで、外させていただいております。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　１１ページはないということで、１２ページ、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、１３ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なしということでございますので、次に歳入については７ページから８ページまで一括で行います。

質疑ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　３ページのですね、３ページ。

○議長（中村　勤君）　３ページじゃないです、まだ。７ページから８ページ。

○８番（西　友幸君）　７ページから８ページ。

○議長（中村　勤君）　７ページから８ページ。３ページはまだ次に行きますから。

７ページから８ページありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。西議員、ここで出てきますから。

次に、３ページ、第２表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　３ページの南交流センターの児童センター管理委託料ですね。何回かちょっと聞いたかと思うんですが、これ９，９２３万４，０００円ですね。かなり委託料高いんじゃないかと思うんですが、主要部分に大体何が一番多くかかってるんでしょうか。そこをひとつ説明してください。よろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　今の御質問なんですが、多くはほとんど人件費にかかっております。児童センターは朝１０時から夜８時まで開けておりますので、１０名のスタッフを交代要員で配置しておりますので、多くは人件費にかかっております。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　人件費にお金がかかってるということでございます。

ほかにございませんか。

１番小菅議員。

○１番（小菅巻子君）　続いて、関連になるんですけど、これは先ほど説明をしていただいたときには、今年度で契約が切れるから次の年度に際しての契約のためのそのお金なんだということを説明を受けたと思うんですけど、今年度契約が切れるから、今年度、今事業をなさってくださってるところと今年度で契約が切れると。では、これからはどこと契約なさって、それでどういうふうな形で……

○議長（中村　勤君）　１番小菅議員、その件に関しては日程で４１号議案で上がってきますので、そこで質疑をしていただきたいと思います。４１号議案で上がってきますから。

○１番（小菅巻子君）　はい、わかりました。済みません。

○議長（中村　勤君）　よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　関連で、人件費がほとんど言うちゃったよね、今。ほいじゃけ、今やってるじゃろう。４，８００万円ぐらいだったかいね、あれ、予算ことし。２年でそうかどうじゃったかちょっと忘れたんじゃけど、それと比べてどうなの、人件費は。

○議長（中村　勤君）　今の委託してる業者さんと、委託料がどうかと。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　今の御質問なんですが、本年度、平成２５年度、ワーカーズコープさんに１，８５２万１，０００円で委託をしております。それをこれからも今後５年間したとした計算と、今回債務負担行為で上げさせていただいております金額の差し引き額で、５年間で６，６２９万円、１年当たり１３２万５，８００円の増加になる計算になります。この増加額なんですけども、現行のサービスと同等以上のサービスができるようにいろいろ協議を重ねて算出した計算です。人員体制としましては、現在の１０名体制を継続した計算をしております。

ただ、今ワーカーズさんにしていただいております子ども・子育ての支援事業と、中・高校生のボランティアの育成事業があるんですが、そこをさらなる充実を図って、広島県の安心子ども基金特別対策事業費補助金を受けられるようにするなど、歳入確

保も今後検討していこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　単純に考えて社協がやるようにしたほうが、一番最初にこれを受けるときの話では、社協かどこかがこれをやったほうが、人材が府中町にはたくさんいらっしゃるから、その人たちにここをやってもらったほうが安くつくんではないかという発想だったと思います。町長もそのことについてはそうじゃのうということで、ほいじゃけどもう契約がどこかで決まっとった。このワーカーズかどこかへ決まって話は進んどるようなけん、今回はしょうがないじゃろうと、そういうプロにやってみてもらうんもいいだろうという話だった。

社協がもしやるんだったら、安くなるんですよというんだったら話わかるけど、高くなるいうのを賛成してくださいいうのはどうもね。安くなる、社協が府中町にいらっしゃる人材を集めて、ボランティアでやってもらういうぐらいの精神でやってもらったらいいんじゃないかのいう話やったよ、最初。それがどうしてこうなったんかわかりませんが、その辺がわかれば。学校の先生だとかいろんな人がいらっしゃるから、そういう人たちにやってもらう。ワーカーズにやってもらってみたら、意外とお金もかかったかもしれません。ここらからいうたら安いわね、ワーカーズさん。ワーカーズにやってもらったらすごく、新宅っていうのが施設長なんだけど、すごくよくやるのよ。ほいじゃから、中学生、高校生、小学生がほとんど来とるんよ、今ね。物すごくいろんなことをやるけ、以前も言ったんですが、三次の女性会の人たちが来られてびっくりされてた。こんなに子供たちがよく来て、こんなにまたあそこの職員さんがよく動いて、よく指導してる。これはすごいねいうて持って帰らせてもらういうて、以前ここでも言ったんですが、そのぐらいよくやってる。よくやってるけそのまま残してもええんかのう思うたら、安くなるけ社協がやるいうんなら話になる、高うなるのにわけわからんところへ持っていくいうのは、何でそういうことになったんかいね。ちょっとその辺がようわからんから、はっきり、何で社協に持っていったほうが高くてもいいのか、それ言って。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　この児童センターは平成２１年秋にオープンしたも

んですけれども、開館に当たってこれを指定管理の方法で運営していただこうという中で、府中町の子供は府中町の歴史や文化の中で、町内の各種団体の力をおかりしながら、地域の組織、地域の人の手で育てる、府中町の子供は府中町民の手で育てるんだというような考えのもとで委託先を検討した経緯がございますが、当時町内に児童センターという体系の中で運営をするというノウハウを持った組織が存在しなかったということから、公募により指定管理者を選定させていただき……

○議長（中村　勤君）　福祉保健部長、今の事業内容を予算が上がったことだけをここの問題にして、４１号議案でそれ以外のおっしゃられてる問題は審議をしていただきたいと思います。お金が上がったことだけを答えてください。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　わかりました、申しわけございません。この９，９００万円を算出した方法について御説明をさせていただきたいと思います。

１つは、現在の指定管理者の運営体制と同等の人員体制をまず平成２６年度以降も維持するという前提でございます。

それから、人件費の算定に当たりましては、４１号議案で提案させていただいております社協の給与規程に当てはめて算出させていただいております。

それから、維持管理費、消耗品でございますとか、通信、運搬、研修等の費用につきましては、過去の実績をもって計上させていただいております。

それに加えて、事務費として、人件費とか維持管理費に７％相当の事務費を加算した額をもってこの金額を算出させていただいております。

○議長（中村　勤君）　それ以外に質問はございますか。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　何で今やっとるんがとてもよくやっておるのに、さっきおっしゃった府中町の人が府中町の子供を育てるということでこれを社協のほうへ変えるようになったんかしれません。ちょっとようわからん。ほいじゃけ……

○議長（中村　勤君）　繁政議員、それは４１号議案でやっていただきたい。ここは予算どりを９，９２３万４，０００円という予算どりをしたいということの議案でございますから、なぜ社会福祉協議会に委託したかというような問題は、４１号議案でひとつよろしくお願いをいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございます。次に、４ページ、第３表、地方債補正について質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第８、第３０号議案、平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第８、第３０号議案、平成２５年度府中町一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９，６１０万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億６，８０１万１，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細につきましては、引き続き企画財政部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３１号議案、平成２５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。

歳入で、款　繰入金、項　一般会計繰入金です。

目　一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、歳出補正で必要な一般財源を一般会計からの繰入金で対処するもので、９，５８９万７，０００円を増額補正するものです。

次に、款　繰越金、項　繰越金です。

目　繰越金は、平成２４年度の決算剰余金について、繰越金として２０万６，０００円を増額補正するものです。

６ページが歳出です。款　前期高齢者納付金等、項　前期高齢者納付金等です。

目　前期高齢者納付金、前期高齢者納付金事業は、予算を上回る額の納付通知があったため、同納付金２４万４，０００円を増額補正するものです。

目　前期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者関係事務費拠出金事業は、予算を上回る額の納付通知があったため、同拠出金８，０００円を増額補正するものです。

次に、款　基金積立金、項　基金積立金です。

目　国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、平成２４年度の決算剰余金の２分の１を基金に積み立てるもので、１０万３，０００円を増額補正する

ものです。

次に、７ページの款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金です。

目　償還金、療養給付費等負担金返還事業は、概算交付を受けていた前年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫への返還金８，５８０万５，０００円を増額補正するものです。

次の療養給付費等交付金返還事業は、概算交付を受けていた前年度退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金９９４万３，０００円を増額補正するものです。

以上が平成２５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第９、第３１号議案、平成２５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第９、第３１号議案、平成２５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１０、第３２号議案、平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３２号議案　平成２５年９月１３日提出。

平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成２５年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，０７９万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億７，６７６万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細説明については、引き続いて企画財政部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３２号議案、平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。

歳入で、款　繰入金、項　一般会計繰入金です。

目　一般会計繰入金、一般会計からの繰入金は、歳出補正で必要な一般財源を一般会計からの繰入金で対処するもので、２，０７９万５，０００円を増額補正するものです。

６ページが歳出です。款　総務費、項　下水道管理費です。

目　一般管理費、下水道一般管理事務事業は、事業費の減額、事業の繰り越し等により、平成２５年度中に納付すべき消費税及び地方消費税が増額となったため、２，０７９万５，０００円を増額補正するものです。

以上が平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第１０、第３２号議案、平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１０、第３２号議案、平成２５年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１１、第３３号議案、平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３３号議案　平成２５年９月１３日提出。

平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２５年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３，９１３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億２，６３７万４，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたしま

す。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３３号議案、平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。

歳入です。款　国庫支出金、項　国庫負担金です。

目　介護給付費負担金、過年度分は、概算交付を受けた平成２４年度介護給付費負担金の精算による追加交付があったもので、１，３１１万５，０００円を増額補正するものです。

次に、款　支払基金交付金、項　支払基金交付金です。

目　介護給付費交付金、過年度分も、同じく平成２４年度介護給付費交付金の精算による追加交付があったため、７９５万３，０００円を増額補正するものです。

次に、款　県支出金、項　県負担金です。

目　介護給付費負担金、過年度分も、同じく平成２４年度介護給付費負担金の精算に伴う追加交付があったため、６７６万１，０００円を増額補正するものです。

次に、６ページの項　県補助金です。

目　地域包括ケア推進事業補助金は、市町が在宅で医療や介護サービスを切れ目なく提供するための体制づくりに対して県が補助を行うもので、５０８万３，０００円を増額補正するものです。

歳出では、款　総務費、項　総務管理費、目　一般管理費、介護保険一般事務事業に補正計上しております。

次に、款　繰越金、項　繰越金です。

目　繰越金は、平成２４年度決算剰余金について、繰越金として６２２万円を増額補正するものです。

７ページ、歳出です。款　総務費、項　総務管理費です。

目　一般管理費　介護保険一般事務事業は、広島県地域包括ケア推進事業補助金を受け、介護予防指導員１名の雇用費用や、公用車の購入費用、また府中町社会福祉協

議会に委託している地域包括センターの機能強化として相談員１名を雇用する費用を合わせて５０８万３，０００円を増額補正するものです。

次に、款　基金積立金、項　基金積立金です。

目　介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、本補正による余剰財源を介護給付費準備基金に積み立てるもので、３，３０７万５，０００円を増額補正するものです。

次に、８ページ、款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金です。

目　償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成２４年度分の地域支援事業交付金の精算に伴う返還金９７万４，０００円を増額補正するものです。

以上が平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第１１、第３３号議案、平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１１、第３３号議案、平成２５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１２、第３４号議案、平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３４号議案　平成２５年９月１３日提出。

平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２５年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１８７万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億３０７万１，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３４号議案、平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。

歳入で、款　繰入金、項　一般会計繰入金です。

目　事務費繰入金、事務費繰入金は、歳出補正で必要な一般財源を一般会計からの繰入金で対処するもので、１８７万８，０００円の増額補正するものです。

６ページが歳出です。款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金です。

目　償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成２４年度分の広島県後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金及び長寿健康診査事業の精算に伴う返還金１８７万８，０００円を増額補正するものです。

以上が平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第１２、第３４号議案、平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１２、第３４号議案、平成２５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～

て説明させていただきます。

最終ページの第３５号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨ですが、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、府中町税条例の一部を改正するというものでございます。今回の改正は、平成２５年度税制改正に係るもので、本年６月１２日に地方税法施行令が公布されたことなどを受けまして、今回条例改正をするというものでございます。

主な改正事項の概要ですが、改正点は全体で４点、改正条例第１条による改正が１点と、改正条例第２条による改正が３点となっております。

まず、改正条例第１条による改正点ですが、これはふるさと寄附金に関する寄附金税額控除が見直されたことに伴う規定の整備となります。ふるさと寄附金制度は、地方公共団体に寄附を行った場合、寄附金額のうち一定金額を所得税及び住民税から税額控除できるという制度でございます。

また他方、ことし１月から、平成２５年から平成４９年までの２５年間におきまして、復興特別所得税、この税の課税標準は所得税で、税率は所得税額の２．１％ですが、この復興特別所得税が新たに導入され、課税をされております。

このことから、所得税において寄附金控除の適用を受けますと、所得税額を課税標準といたします復興特別所得税額もあわせて軽減されるということになります。所得税と復興特別所得税と住民税を合わせたふるさと寄附金制度に係る控除税額が、復興特別所得税導入以前の控除総額と変わらないようにするため、復興特別所得税に係る控除税額増額分につきましては、住民税からの控除税額を減額、圧縮をさせるという規定を今回整備するというものでございます。復興特別所得税導入に伴う寄附金控除税額の増額分につきまして、住民税の控除税額から減じて、全体の控除税額が変わらないというふうにするための条例改正でございます。

次に、改正条例第２条による改正でございます。

１点目は、特別徴収の対象者である年金所得者が賦課期日以後に町外に転出した場合においても、特別徴収を継続するという見直しに伴う規定の整理でございます。これまでは、特別徴収の対象者が町外に転出した場合は、特別徴収から普通徴収、つまり納付書による窓口納付に変更しておりましたが、改正後はそのような場合においても特別徴収を継続するということとするものでございます。

２点目が、公的年金所得に係る特別徴収税額の平準化を図るための仮徴収税額の算

定方法が見直されたことに伴う規定の整理を行うというものでございます。公的年金からの町民税の特別徴収、天引きは、これは４月から翌年２月まで、２カ月おきに年６回支給されます年金から当該年度の町民税を分割して天引きをするわけでございますが、その天引き額は、支給月の２カ月以上前に年金支払機関に通知しておく必要がございます。その年度の町民税額は、毎年６月初旬に賦課決定をします。そういう事情から、その年の４月、６月、８月分の天引き額につきましては、前年度の２月の天引き額を暫定的に仮徴収税額として天引きを行い、当該年度の町民税額が確定した後の１０月、１２月、翌年２月の天引き額、これを本徴収税額と言いますけど、この１０月以降の３回分で精算するという方法をとっております。この方式の場合だと、町民税の年税額が前年よりも大きく増減する場合は、仮徴収税額と本徴収税額に差が生じまして、この不均衡が後年度においてもなかなか解消できないという課題、問題点がございました。

そこで、年金支給の際の天引き額をできるだけ平準化するために、仮徴収額を現在の前年度の２月の税額と同額ではなく、前年度年税額の６分の１の額に改正するというものでございます。

なお、本改正は仮徴収額の算定方法の見直しを行うものでありまして、税負担の増減を生じさせるというものではございません。

続きまして、３点目でございます。これは金融所得課税の関係でございます。公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されたことに伴う規定の整備を行うというものでございます。これは上場株式等の配当・譲渡所得等に係る所得税率等は、現在は１０％の軽減税率が適用されておりますが、これが平成２６年からは２０％の本則課税となることを踏まえた改正でございます。現行利子は源泉分離課税、譲渡損益は非課税となっております国債等の公社債等に対する課税を上場株式等と同様に申告分離課税に変更するとともに、上場株式等と公社債等の配当、利子、譲渡損益を合わせて損益通算できるようにするための法改正等に伴い、関連する町民税の課税方法の改正を行うというものでございます。

なお、当該改正と同趣旨の改正を国民健康保険税条例においても行うこととしております。

最後に、施行期日ですが、（１）の改正条例第１条、ふるさと寄附金税額控除の改正につきましては平成２６年１月１日からの施行、（２）の改正条例第２条の年金か

らの特別徴収関係①と②は平成２８年１０月１日からで、平成２８年１０月１日以降の公的年金等に係る個人町民税の特別徴収について適用をするとしております。③の金融所得課税の関係につきましては平成２９年１月１日からの施行、ただし平成２９年度以降の年度分及び個人町民税について適用するとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第１３、第３５号議案、府中町税条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１３、第３５号議案、府中町税条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１４、第３９号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３９号議案　平成２５年９月１３日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正をさせていただくものでございます。

引き続き、詳細説明は総務部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいた

します。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君）　第３９号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを補足して説明をさせていただきます。

最終ページ、第３９号議案参考資料をお開きください。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法の一部改正に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するというものでございます。

次に、２、主な改正事項の概要ですが、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税等の金融所得課税が一体化されたことに伴う規定の整備を行うというものでございます。先ほど町税条例の一部改正における金融所得課税関係の改正と同趣旨の内容でございます。町税条例におきましては、町民税の課税方法の改正を行いましたが、それと同様に国民健康保険税の所得割額の算定に当たっての金融所得に対する課税方法を改正するというものでございます。内容は同じものとなります。

施行期日は平成２９年１月１日でございます。ただし、改正後の府中町国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するということとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

日程第１４、第３９号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１４、第３９号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

画に基づき、府中小学校校舎の特別教室棟及び東棟の耐震化を図るため、耐震補強工事を行うものでございます。

府中小学校の耐震化事業は、平成２２年度から継続的に行っております。今回の校舎耐震補強工事については、現在実施しております改築工事完了後の着手とした場合、東棟の内外装工事や特別教室棟周りの外構工事等、二重投資となる工事が発生するため、これを解消するとともに、町に有利な資金手当、平成２４年度学校施設環境改善交付金の震災復興特別会計予算予備費を活用し、平成２６年４月の新学期に教室が使用できるようにするため、工事を実施するものでございます。

次に、第４０－１号の議案参考資料の配置図のほうをごらんください。

耐震改修する建物、特別教室棟と東等を黄色で表示をいたしております。下段には工程表をつけております。平成２６年２月末までに検査を完了し、４月には教室が利用できる工程といたしております。

次に、第４０－２号の議案参考資料のほうをお開きください。

特別教室棟の耐震補強工事の概要でございます。左列が１階、２階平面図、右列が軸組図でございます。右上のＡ通りの軸組図で赤色で着色している箇所、これは南側校舎棟側になりますが、１階、２階部分に鉄骨のブレースを５構面設置をいたします。右下Ｃ通りの軸組図で北面になりますが、緑色で着色している箇所で、１階部分の７、８通りに開口閉塞、これはコンクリートの壁を１カ所設置をいたします。

これらを設置することで、右下の表の耐震性能で示しておりますが、構造の指標でありますＩｓ値は、補強前が０．４６であったものが補強後は０．７１と、文部科学省の基準であります０．７以上となります。

次に、次のページ、第４０－３号議案参考資料をお開きください。

東棟の耐震補強工事の概要でございます。左列が各階平面図、中列と右列が軸組図でございます。中列上のＡ通り軸組図で、これは運動場側から見た立面図になりますが、赤色で表示している箇所、１階、２階、３階部分に鉄骨ブレース７構面設置をいたします。その下、Ｅ通りの軸組図でございますが、三角形の青色表示している箇所は、１階の部分、３、４通りになりますが、はり下の増打補強を外部倉庫と倉庫にそれぞれ１カ所ずつ、２カ所設置をいたします。２階、３階、４階部分で緑色で表示している箇所は、開口縮小を３カ所施工をいたします。

また、右の７通りから９通り、緑色で表示している箇所は開口閉塞で、１階、２階

部分を２カ所施工をいたします。

次に、右列の下でございますが、４通り軸組図で緑色で表示しています箇所は、１階、２階部分についてコンクリート壁を２構面新設をいたします。

これらを設置することで、右下の表の耐震性能で示しておりますが、構造の指標でありますＩｓ値は、補強前が０．３であったものが補強後は０．７２となり、文部科学省の基準であります０．７以上となります。

以上のように、本工事を実施することで特別教室棟及び東棟の耐震性能が大幅に改善され、震災時の児童の安全性が向上をされます。

なお、当該工事の予算額は１億９，６３３万円で、契約金額は予算を大きく下回る５，４４９万５，０００円となりました。

この理由でございますが、府中小学校校舎の耐震診断は平成２０年度に実施をしており、補助申請に必要な公的機関の確認を診断時と改修時に行っておりますが、その公的機関の取り扱いが平成２３年４月１日に改定をされまして、耐震診断実施済みの建物についても診断結果の見直しができるようになりました。この改定によりまして、構造耐震指標Ｉｓ値が改善をされ、補強箇所が少なくなり、工事費を抑制することができたためでございます。

今回の工事については、ガイドラインの改定により、耐震補強量が少なくなり、予算を大幅に下回る契約となりましたが、施設の構造、また特性によっては耐震補強が全て少なくなるものではございません。

また、今回工事発注を随意契約としております。その理由でございますが、本件工事は、平成２２年度から行っている府中小学校における校舎改築工事と同じ一連の耐震化工事でございます。この工事は、府中町学校施設耐震化推進計画において、平成２９年度に施工予定といたしておりましたが、改築工事完了後の着手とした場合、東棟の内外装工事や特別教室棟周りの外構工事等二重投資となる工事が発生することや、早期に耐震化を図るため、国の平成２４年度補正予算を活用することにより計画を前倒しし、実施することといたしました。

施工に当たっては、児童の安全確保を最優先し、かつ学校運営に支障を来さぬような現場対応が必要となります。本件工事は、校舎改築工事と近接、密接な関係があることから、瑕疵担保責任等の関係から、段取りよく細かな工程調整等が必要となります。校舎改築工事と耐震補強工事を同一業者が施工することにより、工期の短縮、円

滑な工事施工が確保されることや、同一敷地内で施工する複数の工事を同一業者が施工することで、仮設工事費や諸経費の低減を図ることができることから、現に契約履行中の施工業者、清水建設株式会社に履行させることが有利と認められますので、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号の競争入札に付することが不利と認められるに該当するものとして、随意契約をしたものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君）　今、安全対策ということを言われたんですが、今まで事故もなく来ております。これ今後完成するまで子供さんもいっぱいおられると思いますので、この前一応小学校の完成を見させてもらったんですけど、やっぱりフェンスとかなんとかにやっぱり小学生がまだ入れるようなところがあったと思いますので、事故のほうだけくれぐれもよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　要望でよろしいですね。わかりました。そのように注意をして工事を施工していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１５、第４０号議案、工事請負契約の締結について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１５、第４０号議案、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１６、第４１号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４１号議案　平成２５年９月１３日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、府中南交流センター（児童センター）の管理を行わせるため、指定管理者を指定をさせていただくものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第４１号議案、指定管理者の指定について補足して説明をさせていただきます。

公の施設の名称は、府中南交流センターの中の児童センターでございます。この児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにしもって児童の健全な育成を図るとともに、子育て支援の推進を目的として設置された町内唯一の施設でございます。

また、大型児童センターの機能も有しておることから、中・高校生の居場所づくり、文化活動等の促進を図っておるところでございます。

この施設は、平成２１年１１月の開館以来、特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定し、管理を委託しているところですが、平成２６年３月３１日をもって指定管理期間が満了することに伴い、平成２６年４月以降５年間の指定管理者として社会福祉法人府中町社会福祉協議会を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。平成２１年の開館当時は、町内に児童センターの運営のノウハウを有した組織が存在しなかったことから、公募により指定管理者を選定し、ワーカーズコープに管理を委託したものでございます。

ワーカーズコープは、乳幼児から中・高校生までの幅広い年齢層を対象として数多

くの独自事業にも取り組むなど、児童センターの設置目的である児童の健全育成と子育て支援事業を展開され、期待を上回る活動実績を上げていただいております。

しかし、次の指定管理者を選定するに当たりましては、府中町の子供は府中町民の手で育てるという当初の考えに立ち返り、新たな指定管理者の選定を行いました。

府中町社会福祉協議会は、府中町の地域福祉を担う大きな役割を果たしており、町内会、民生委員児童委員、各種ボランティア団体などとのネットワークが確立しております。まさに、府中町の子供は府中町民の手で育てるという目的に合致した組織と言えると考えております。社会福祉協議会が指定管理者になることにより、社会福祉協議会と地域との強固なネットワークが活用されれば、児童センターの行う事業もより地域に密着したものとして充実することが期待されるものでございます。地域の皆様にとって、児童センターがこれまで以上に身近な存在として活発な事業展開ができるよう、社会福祉協議会との連携を密にしてまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　お諮りします。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　やってみにゃわかりませんが、これはね。やってみてんでしょうけやってみにゃわかりませんが、５年間の契約ですから、５年間の契約の中で社協がやられるんですから、いろいろ考えてやられるんでしょうが、あんまりいいがいにいかんかったら途中で変えるということも頭の中に入れてやってもらってみてください。そうせんと、これは金額はすごく高いんじゃけ、高うなっとる。５年間で３，０００万円ぐらいいっとるんじゃけ、こがあに高うついとるのにやってもろてみたら大したことないいうのは、何ぼ町長が言われたように雇用の関係がある、採用せにゃいけん人たちのためにやるいうのも一つそれは職員さんのことですからやってあげにゃいけんかもわかりませんが、それだけじゃありません。みんなの税金ですから

そこだけは頭に入れて、やっぱり無駄なことのないように、５年間のうちあんまりいいがにいかんようだったら解約をしてやれるようなところが、ちょっとどこかに書いてあるといいかなと思いますので、検討してみといてください。お願いします。

○議長（中村　勤君）　強烈な要望ということで、町長、そういうお願いが出てますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、日程第１６、第４１号議案、指定管理者の指定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１６、第４１号議案、指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ちょっと最後長くなりそうですから、ここで休憩をいたしましょう。１０分まで休憩をいたします。休憩。再開は２時１０分といたします。

（休憩　午後　１時５７分）

（再開　午後　２時１０分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

日程第１７、第４２号議案、平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４２号議案　平成２５年９月１３日提出。

平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定について。

平成２４年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明、主要施策の成果でありますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　ただいま理事者の説明があったわけでございますが、この案件に関しましては、委員会付託前に本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きし、決算審査特別委員会委員、本年度は偶数番となる方の発言は遠慮していただきながら、議員の皆様の決算審査特別委員会に対し、特に審査してもらいたい事項等の要望をしていただくことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないようですので、そのように進めてまいります。

それでは、総括的な事項についての補足説明をお願いします。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第４２号議案、平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定についてを補足して説明させていただきます。

資料につきましては、平成２４年度主要施策の成果に関する調書の１ページから２ページの主文に沿って説明をさせていただきます。

平成２４年度の政府予算は、「日本再生重点化措置」として、再生に向けて効果が高いとされる、インフラ整備を含めた成長基盤の強化、教育、雇用などの人材育成、地域活性化及び安心・安全社会の実現の４分野に重点配分することとされました。

その後、昨年暮れの総選挙により新政権が誕生し、日本経済再生に向けた緊急経済対策として、金融の緩和を初め、平成２４年度の補正予算１０兆円余りを編成し、いわゆる「１５カ月予算」として、円高に悩む日本経済を刺激したことなどにより、急速に円安傾向に進むとともに、株価も日経平均で１万円台に回復いたしました。

また、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、国内は次第に景気回復へ向かっておりますが、昨年夏以降の世界経済の減速等による外需の減少が引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

当町においては、国の政策転換、景気回復のおくれなど考慮しながら、慎重かつ適切な財政運営に努め、実施計画計上事業を着実に実施いたしました。

平成２４年度における府中町の一般会計の決算につきましては、歳出決算総額は１４１億円余りとなり、対前年度比で３億円程度縮小しております。これは、向洋駅

周辺土地区画整理事業などの事業費が減少したことが要因となっております。

歳入につきましては、町税では個人住民税が年少扶養控除廃止などの税制改正の影響もあり、対前年度比で７，２５２万９，０００円の増収となり、法人住民税も３，５２２万１，０００円の増収となりましたが、評価がえのあった固定資産税が１億３，１４６万７，０００円と大きく減収したため、町税全体では３，５１３万１，０００円減の６６億１３８万３，０００円となりました。地方譲与税や各種交付金もほとんどの課目で減少しております。

また、国庫支出金が向洋駅周辺土地区画整理事業に対する補助金２億７，８９９万２，０００円の減額や、児童手当の制度見直しにより負担金１億６，９４３万１，０００円の減額などにより、２億８，５４３万７，０００円の減額となっております。

一方で、増加要因としましては、土地開発基金繰入金が３億１，６７５万円増額となったことや、地方交付税が４，２５３万５，０００円増額となったことなどが上げられ、歳入総額は対前年度比で２億３，６３４万９，０００円減の１４２億３，２１０万１，０００円となっております。

歳出につきましては、投資的事業は実施計画に基づく予算の重点化により、大規模事業である向洋駅周辺土地区画整理事業を中心に、府中小学校の校舎耐震化事業の継続実施、補助街路事業や公共下水道事業等の都市基盤整備を促進するとともに、災害発生時の防災拠点とするため、防災広場事業用地に防災用備蓄倉庫を整備しました。経常的事業は、効率的な事業執行を図りながら、納税の利便性向上のために町税のコンビニ収納開始、児童虐待未然防止のために育児応援講座の開催、疾病予防、高齢者への肺炎球菌ワクチンの一部助成、人権や男女共同参画社会の推進、安全・安心のまちづくりのための防災、防犯、交通安全の取り組みのほか、健康づくりを推進するための体力づくり事業を継続実施するなど、住民福祉の向上に努め、歳出総額は対前年度比で２億９，６０１万４，０００円減の１４１億４，４４６万４，０００円となっております。

こうした結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は８，７６３万７，０００円となりました。

また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源７，１５５万３，０００円を差し引いた実質収支は１、６０８万４，０００円となりました。

なお、歳出事業財源の不足に対処するため、財政調整積立基金１億５，０００万円の取り崩しを行いました。これにより、平成２４年度末財政調整積立基金残高は１２億４，３９３万３，０００円となっております。

それから、平成２４年度の主な財政指標ですが、財政力指数は前年度の０．９３３から０．８７９に下がりました。

実質公債比率は、平成２２年度からのくすのきプラザ整備事業の元金償還の開始により元利償還金が増加したため、１３．２％から１３．５％に上がり、経常収支比率は、退職手当の減少等により経常経費充当一般財源が減少したため、９７．７％から９６．６％に下がりました。

また、町債借入残高は、臨時財政対策債の残高が７億９，６８９万５，０００円増加したため、全体では４億６，７０１万７，０００円増加し、１８５億１，５００万６，０００円となりましたが、町債のうち普通債残高につきましては、１億４２３万２，０００円減少しました。

決算の総括的な説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　続いて、平成２４度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の林議員がいらっしゃるので、林議員、よろしくお願いいたします。

○１８番（林　　淳君）　平成２４年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況に係る審査結果について報告いたします。

なお、決算審査につきましては、府中町代表監査委員竹中敏幸及び監査委員林　淳の両名が実施いたしました。

それでは、総括的意見ということで申し上げます。

まず、お手元に配付いたしました平成２４年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の１ページ、これですが、これの１ページをお開きください。

下段のここになりますね、開くのは。青いページの次ですね。１ページということで表示してありますが、下段の審査の結果というところですが、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき実施しました平成２４年度府中町各会計歳入歳出にかかわる決算審査につきまして、審査に付された決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿と照合した結果、誤りはなく、予算執行は適正に行われているものと認められました。

次に、６０ページをお開きください。

一番最後のやっぱり青表紙の次のページになりますが、終わりから２枚目、３枚目ですね。一番最後のところですが、中段の審査の結果というところですが、地方自治法第２４１条第５項に基づき実施しました。平成２４年度府中町基金運用状況の審査につきましては、審査に付された基金の運用に関する調査の計数は、関係諸帳簿と照合した結果誤りはなく、その運用は設置目的に従い適正に行われているものと認められました。

以上が審査の結果です。この審査結果につきましては、６１ページになりますが、決算審査等に係る総括的意見の結びの１のところでも再掲しております。

次に、同じく６１ページの２、審査経過及び結果を踏まえての意見ということで、これは読み上げさせていただきます。

平成２４年度予算を概括すると、平成２０年の世界的な金融・経済危機に端を発した景気後退の影響を受けて、次のように依然として厳しい行財政環境の中にあることがかいま見られる。

歳入面では、財政の基幹である町税が５年連続のマイナスで、５年前の約８６億円から今や約６６億円にまでなっており、歳出面で第４次行政改革大綱に基づく行政改革プラン、前期プランのことですが、それにより歳入減に応じた厳しい歳出の削減に努めている。

このような状況での平成２４年度決算は、一般会計及び特別会計とも形式収支、実質収支は黒字となってはいるものの、その過程では事業実施に必要な一般財源に財政調整積立基金の取り崩しをして充当するなど、執行面での苦労がうかがえる。

次に、中長期的な観点から財政指標を見ると、財政の余裕を示す財政力指数は、分水嶺と言われる１を下回った前年度からさらに０．０５４ポイント低下の０．８７９となっており、地方交付税への依存度が高まる傾向にある。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９６．９％で、前年度と比べて０．８ポイント下回り、弾力性が若干回復したものの、臨時財政対策債等を経常一般財源収入額に算入しない場合の経常収支比率は１０９．８％で、前年度に比べて０．４ポイント上回る結果となっており、楽観視はできない。

この指標を県下の市町と比較すると、財政力指数は最上位にある一方で経常収支比率は最下位に近いところにあり、注意する必要がある。

こうした厳しい行財政環境の中で、これらの事業展開を概括的に見ると、主たるものでも向洋駅周辺土地区画整理事業（目標年次平成３５年度、総事業費は約１９２億円、現在の画地整備率２２．５％）、公共下水道整備事業（目標年次平成２６年度、総事業費約５１５億円、現在の人口普及率８７．４％）、また学校施設耐震化事業（目標年次平成３０年度、総事業費約５７億円、現在の耐震化率５０％）が上げられ、これに高齢化の進展（現在の高齢化率２１．２％、５年間で３．２％アップ）による社会保障関連経費の増大が見込まれており、本町の財政環境の厳しさは今後依然として続くことが必至である。

このようなことから、中長期的な観点に立っての一層の計画的かつ効率的な行財政運営が求められる。そのため、歳入面では収入未済額と不納欠損額の解消への取り組みについて、今後とも財源の確保と負担の公平性の観点から、これまでの約１０年間の不断の収納実績を踏まえ、一層の地道で継続的な取り組みを期待する。

また、自主税源の確保や国や県の助成制度の有効活用についても、制度の掘り下げや他都市の事例などのさらなる調査研究への取り組みを期待する。

歳出面では、引き続き事務事業の緊急性、必要性の時宜を得ての見直し、選択と集中による効率的、効果的な予算配分と執行チェック、徹底した経費の節減などを期待する。

さらに、こうした行財政改革に向けての取り組みは、得てして住民サービスの低下や職員の給与削減、労働過多などに直結するきらいがあり、短期的には受容できても中長期的には受忍しがたいという一面がある。その回避への理解を進めるため、職員一人一人の発意と創意工夫を引き出す本格的な取り組みを期待するということで、総括意見といたします。

監査委員からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　以上でそれぞれの説明を終わります。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査をしてもらいたい事項等の要望がございましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ここでお諮りします。

第４２号議案、平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定については、慣例により、平成２４年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお

願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないようですので、そのように決定いたしました。よって、平成２４年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解をいただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えておきます。

（決算審査特別委員会設置）

次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申し合わせによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。昨年は奇数番の議員でしたので、今回は偶数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、府中町議会委員会条例第５条の規定により、２番中井議員、４番益田議員、６番上原議員、８番西議員、１０番慶徳議員、１２番木田議員、１４番岩竹議員、１６番中村武弘議員、以上の８名を指名いたします。

なお、１８番林議員につきましては監査委員でございますので、外させていただいております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしましたとおり、平成２４年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから平成２４年度決算審査特別委員会の正・副委員長の互選をいたしたいと思いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、第１委員会室にお集まりください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　しばらく休憩をいたします。

（休憩　午後　２時３５分）

（再開　午後　３時００分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ただいま平成２４年度決算審査特別委員会が開かれまして、委員長には８番西議員、副委員長には１４番岩竹議員が互選されました。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　図らずも決算委員長に選ばれました。皆さんの協力を得まして一生懸命頑張りたいと思いますので、協力のほうよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（中村　勤君）　ありがとうございました。続いて、副委員長、お願いいたします。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君）　平成２４年度決算審査特別委員会の副委員長に互選いただきました岩竹です。委員長をしっかり補佐して、慎重審議のもと活発な意見をお願いしたいと思います。頑張りますので、どうか御協力よろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（中村　勤君）　ありがとうございました。大変御苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いいたしたいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長（和多利義之君）　よろしいです。

○議長（中村　勤君）　よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第４２号議案、平成２４年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。したがいまして９月１９日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

平成２４年度決算審査特別委員会の審査のため、９月１９日から９月２５日までの７日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。したがって９月１９日から９月２５日までの７日間、休会とすることに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の皆様には大変御苦労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会とし、９月１７日午前９時３０分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、本日は散会とし、９月１７日午前９時３０分から会議を開くことに決します。御苦労さまでございました。

（散会　午後　３時０５分）